

県指定有形文化財の指定

種 別	彫刻の部
名称・員数	もくぞうじぞうぼさつざぞう 木造地蔵菩薩坐像 1 軀
所在地	西川町大字大井沢 1144 の 4 番地 大井沢地蔵堂
所有者	個人
有形文化財の建造物以外にあつては品質、形状、寸法、重量等	<p>法量 (cm) 像高 72.5 cm</p> <p>形状 円頂。白毫相。玉眼。鼻孔を少し穿つ。唇に刻みを入れる。三道上顎下に両耳朶近くに至る筋を刻む。内衣、覆肩衣、納衣をつける。裙をつけて結跏趺坐する。両手は脚上で左手を上にして定印形とする（宝珠を乗せたか）。両手首に釧（金属製）をつける。首に胸飾をつけた穴が残る（3箇所）。</p> <p>品質・構造 寄木造。ヒノキか。</p> <p>銘文 背面内側、朱漆書。 「宗祐上人 観正上人 正順上人 康栄法印 妙□（口偏に旨） 逆修 妙林 逆修 日義 逆修 妙順 逆修 七条大佛師 大貳 法眼□ 永禄四年辛酉卯月八日 熊野施主高□」</p>
年代、沿革、由来等	<p>本像は永禄4年（1561）に「七条大仏師 大貳法眼」によって制作されたものである。</p> <p>体形は頭部が大きく体部は四角形でやや小さくなる室町時代の様式下にあるものの、面相は写実を基盤とする整った表現を示し、体軀も慶派の伝統をひく厚みのある肉体表現で、当時の造像としては極めて優れたもの、中央の作者の作と思われる。</p> <p>構造は寄木造であるが、平安、鎌倉時代の体幹部前後二材矧ぎ付けの寄木造りの工法を残しながら、のちの江戸時代に一般的になる箱組み技法に近い工法を行っており、室町時代から江戸時代への過渡的な技法で制作されていると言える。</p> <p>また、作者の「七条大仏師 大貳法眼」とは、山形市・長源寺木造釈迦如来坐像の銘文から「康住」のことと考えられる。康住は、</p>

	<p>死の前年である元龜3年(1572)に武田信玄が京都から招聘して造像させるほどの仏師であり、本像は戦国大名・武田信玄に匹敵する有力な勢力による造像であるとする事ができる。また、その勢力が出羽三山・湯殿山の参詣口の一つである大井沢・大日寺に造像していることは湯殿山(月山)信仰圏に権威を示すためと思われ、これらを考え合わせると、本像の制作には伊達氏が関与した可能性が考えられる。</p>
<p>指定を要する理由等</p>	<p>本像は、当時の中央の一流の作者の優れた作行の作品であるとともに、室町時代から江戸時代にかけての寄木造の技法の変遷における過渡的な技法を示し、仏像制作技法の進展からみて重要な作品といえる。</p>

